

法人税の処理における誤りやすい事例

項目等	内 容
1 受取配当等の益金不算入	<p>(1) 受取配当等の範囲 受取配当等の益金不算入の対象とならない分配金等の額について適用していた。《参考1参照》【法法23①】</p> <p>(2) 受取配当等の益金不算入額</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 「非支配目的株式等（保有割合：5%以下）」を「その他株式等（保有割合：5%超3分の1以下）」に区分して、誤った益金不算入割合を適用していた。【法法23①⑥】 ロ 「非支配目的株式等」に該当する「特定株式投資信託の受益権」を「その他株式等」と記載し、誤った益金不算入割合を適用していた。【法法23①⑥、措法67の6①】
2 減価償却	償却方法として定額法を適用すべきものを定率法を適用し、損金の額に算入していた。【法法31①、法令48の2①】
3 役員給与	<p>(1) 役員賞与の損金不算入 役員給与等の内訳書の「その他」欄記載の給与について、別表四に加算していなかった。【法法34①】</p> <p>(2) 使用人兼務役員の判定 使用人兼務役員とされない監査役、同族会社の特定役員に対して、使用人の職務に対する給与を支給し、損金の額に算入していた。【法法34⑥、法令71】</p>
4 租税特別措置法による税額控除・特別償却	<p>(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 資本金の額等が3,000万円を超える法人が適用していた。【措法42の6、措令27の6⑧】 ロ 医療保健業を営む法人が、対象とならない医療機器（器具及び備品）について適用していた。《参考2参照》【措法42の6①】 ハ 貨物運送用小型自動車を適用対象資産として制度を適用していた。【措法42の6①四、措規20の3⑥】 ニ 資本金の額等が1億円を超える大法人の子会社が適用していた。【措法42の4⑯七、42の6①②、措令27の4⑯】 <p>(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額を試験研究費の額から控除していなかった。【措法42の4①⑯一】</p> <p>(3) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国内雇用者に対する給与等の支給額の計算において、使用人から役員の特殊関係人は除かれるにもかかわらず、含めたところで計算していた。【措法42の12の5⑤二】 ロ 雇用者給与等支給額の計算において、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額が控除されていない。【措法42の12の5⑤四】 ハ 別表の「比較雇用者給与等支給額」欄に記載された金額と前事業年度の雇用者給与等支給額の金額が一致しない。【措法42の12の5⑤十一】 <p>(4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法</p>

	<p>人税額の特別控除</p> <p>イ 認定を受けていないにもかかわらず、特別控除の適用を受けていた。 【措法42の12の4①】</p> <p>ロ 認定を受けた設備以外の設備について、特別控除の適用を受けていた。 【措法42の12の4①】</p>
5 留保金課税	<p>(1) 特定同族会社の判定誤り</p> <p>イ 特殊の関係のある個人及び法人の持ち株数を株主の持ち株数に含めず に判定したため、特定同族会社に該当しないとして留保金課税を適用して いなかった。【法法67①②、法令139の7①②④】</p> <p>ロ 特定同族会社の判定にあたり、議決権のない株式数を発行済株式総数に 含めて判定したため、特定同族会社に該当しないとして留保金課税を適用 していなかった。【法法67①②、法令139の7③⑤】</p> <p>ハ 別表二の「判定基準となる株主等の株式数等の明細」の各欄に記載さ れている内容から判断すると、資本金の額等が5億円以上の法人との間 に完全支配関係がある法人（以下「大法人の子会社」という。）に該当す る等明らかに適用すべきにもかかわらず、「判定結果」欄の記載漏れや誤 りにより留保金課税を適用していなかった。【法法66⑤二、法法67①】</p> <p>(2) 前期末配当等の額及び当期末配当等の額（平18.5.1以後にその支払に 係る基準日がある配当等の額）</p> <p>会社法施行後、期末配当は別表四で留保所得とし、別表三(一)の留保金 額の計算で留保所得に当期末配当を減算し、前期末配当を加算する調整が 必要であるが、その調整を誤っていた。</p>
6 所得税額控除	上場株式等の配当等に係る源泉所得税は配当の額の15.315%であるが、 20.42%で計算し過大に所得税額控除を適用していた。【法法68】
7 交際費等の損金 不算入	<p>(1) 資本又は出資を有しない法人の定額控除限度額の適用誤り</p> <p>資本又は出資を有しない法人（医療法人）で期末資本金等相当額が1億 円超であるものが、定額控除限度額を適用して損金不算入額の計算を行っ ていた。【措法61の4①、措令37の4①】</p> <p>(2) 大法人の子会社の定額控除限度額の適用誤り</p> <p>大法人の子会社に該当するにもかかわらず、定額控除限度額を適用して 損金不算入額の計算を行っていた。【措法61の4②、法法66⑤二】</p>
8 その他中小法人 の特例	<p>大法人の子会社に該当するにもかかわらず、以下の中小法人の特例を適用 していた。</p> <p>(1) 法人税の軽減税率【法法66②③⑥、措法42の3の2①】</p> <p>(2) 貸倒引当金の損金算入【法法52①②、措法57の9①】</p> <p>(3) 欠損金等の繰越控除の控除限度額【法法57①⑪】</p> <p>(4) 欠損金の繰戻しによる還付【措法66の12】</p>

《参考：消費税における誤りやすい事例》

代表者が発行済株式の50%超を保有しており、かつ、代表者が発行済株式の100%を保有する他の
法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該
当し、基準期間がない場合であっても消費税の申告が免除されないにもかかわらず、新設法人に該當
するものとして消費税の申告を行っていなかった。

《参考1》

○ 受取配当等の益金不算入の対象とならない分配金等の例示

- ・ 公社債の利子の額
- ・ MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額
- ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除く。）
- ・ 不動産投資信託の収益の分配の額
- ・ オープン投資信託の特別分配金の額
- ・ 外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額
- ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額

○ 受取配当等の益金不算入の対象とならないファンド名の例示

ファンド名	タイプ
りそなペア・インカム	海外債権型
グローバル・ソブリン	海外債権型
杏の実	海外債権型（オセアニア）
R E I T（リート）	不動産投資信託
マハラジャ	海外株式型（インド）
リオ	海外株式型（ブラジル）
チャイナ・ファンド	海外株式型（中国）
やじろべえ	バランス型
ブンさん	資産分散型

（注）特に、アルファベットやカタカナの銘柄は注意する。

《参考2》

○ 租税特別措置法第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の対象とならない医療機器

「歯科治療用椅子」、「超音波診断装置」、「デジタル超音波診断装置一式」、「オートレフケラトトノメーター」、「白内障手術装置」、「ジェネレータ」、「従量式人工呼」、「血圧脈派監視」、「デジタルベット」、「人工腎臓装置」、「C R システム」、「フルデジタルカラー超音波診断」、「ハンドル式移動棚」、「生ゴミ処理機」、「全身用 P E T 運動負荷付」、「全身用 X 線 C T 装置」、「C T スキャナ装置」（マルチスライス装置等）、「画像読影読取診断装置」、「分包機」、「水剤分注記」

